

令和6年度 まちづくり提案制度 松山市市民活動推進補助金（次世代育成支援事業） 募集要領

市民活動を推進するため、「松山市市民活動推進条例」に基づいて「松山市市民活動推進基金」を設置し、市民の皆様から寄せられた寄付金を活用して、NPOの活動に対する助成を行います。

まちづくり提案制度（次世代育成支援事業）では、市民活動の担い手となる小学生から大学生までの団体が提案し、実施するまちづくり活動を支援しています。

1. 応募団体の要件

本市に在住または通学している児童、生徒または学生3人以上で構成する団体。

団体には18歳以上の方が2人以上必要です。いない場合は、構成員とは別の18歳以上の責任者及び監査人が各1人必要です。

※責任者は、事業全般について責任を負う人をいいます。監査人は補助金が適切に支出されているか等、会計の確認をする人をいいます。

※同一世帯（家族）のみでの申請は認められません。

※在学中であることの証明となるものの提出が必要です。（小・中学生は除きます。）

2. 補助の対象となる事業

令和6年8月1日から令和7年2月28日までに実施される事業であること。

※事業の立案・計画・実施は、団体構成員である児童、生徒または学生が中心で行ってください。保護者や先生など団体の関係者は、児童、生徒または学生だけでは困難な部分について、必要最低限の補助となるようにしてください。

※主な活動地域が松山市であり公益性があるまちづくり活動等であればテーマは制限しません。

※市の他の制度により補助金の交付やその他の助成を受けている事業は補助対象となりません。

3. 補助金額等

【世代区分及び補助金額】

区分	対象	補助率	補助額
小学生	小学生が過半数を占める団体	対象経費の全額	上限5万円
中高生	中学生または高校生が過半数を占める団体	対象経費の全額	上限10万円
大学生等	その他大学生等が過半数を占める団体	対象経費の全額	上限15万円

※補助金は全額前払いとします。

※ただし、各区分の構成員が全体の過半数に満たない場合は、小学生、中高生または大学生のうちから学生リーダーを定め、その学生リーダーが属する区分の団体の補助額を上限とします。

<世代区分の考え方>

(例1) 小学生5人、中学生2人の団体 → 団体の過半数が小学生なので補助額上限5万円

(例2) 小学生3人、中学生3人の団体で学生リーダーが小学生 → 補助額上限5万円

(例3) 小学生3人、中学生3人の団体で学生リーダーが中学生 → 補助額上限10万円

【補助対象経費について】

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼等（講師名（未定の場合は「大学教授」「企業関係者」「専門家」等の想定）を明記すること・講師本人分のみ）、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費（旅程と運賃を明記すること）、通行料、宿泊費等
需 用 費	消耗品費（単価1万円未満の文具や電気製品等）、印刷製本費、燃料費等
役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料等
原 材 料	加工用原材料等
その他の経費	市長が適当と認める経費 （例）補助事業実施のために短期に雇用するアルバイト代

注) ※登録団体の運営維持のために要する経費、会合等飲食費、備品購入費、事務所等の借上料（登録団体の常設事務所）等の費用は、補助対象経費となりません。

※領収書等の証拠書類により使途が確認できない場合には、その経費は補助の対象に含めることができません。

※補助金の交付に当たっては、領収書等のほか、帳簿等により経費の状況を確認することがあります。なお、対象となる領収書等は事業実施期間中の発行日付のものに限ります。

※「その他の経費」については、事前に必ず事務局にご相談ください。認められた場合は、申請書類に使途目的・内容を明確に記入してください。また、実績報告時には、内容を確認できる領収書等の証拠書類を必ず添付してください。使途が不明確である場合には、補助金の返還を求めることがあります。

【補助金交付の回数制限】

1回限り

なお、立ち上がり支援事業または成熟促進支援事業の補助金の交付を受けた団体は、次世代育成支援事業の補助金の交付を受けることができません。

4. 募集期間

令和6年4月15日（月）～5月24日（金）17時【必着】

5. 申込方法

記入例を参考に申込書に記入し、必要な書類を添えて、松山市坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課、またはまつやまNPOサポートセンターに郵送、または持参してください。申込書は、まちづくり推進課のホームページから様式をダウンロードできますので、なるべくパソコンで作成してください。

※申込書等は返却しません。

※締切日は申込が集中することが予想されます。書類に不備がある場合等は、補正をお願いすることがありますので、余裕を持ってお申し込みください。

※まちづくり推進課ホームページ↓

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/sonota/jisedai_bosyu.html

休日について

松山市役所：土曜日、日曜日、祝日

まつやまNPOサポートセンター：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

6. 選考審査及び決定

- ・団体のプレゼンテーションによる審査会を行います。（7月上旬予定）
- ・「松山市市民活動推進委員」「学生審査員」が審査し、最終的に松山市長が採択団体を決定します。

※応募団体が多数の場合は、事前に書類審査を行うことがあります。

※審査会の日程等については改めてお知らせします。

※審査結果については後日、応募団体に文書で通知いたします。

審査の際には、下記の審査項目について総合的に採点を行います。

審査項目	内 容
公 益 性	不特定多数の人の利益に供し、その事業は地域への還元性があるか。 (将来の可能性を含め) 社会的に必要な活動であるか。
効 果	事業の目的を達成する効果が期待できるか。
計 画 性	事業計画、予算、人材確保、スケジュール等の計画が正確に立てられているか。

参画・連携性	多くの市民の参加が見込まれる内容であるか。 または、他の団体と連携して行われる内容であるか。
支援の妥当性	補助金を支給することにより、団体や参加する人たちの人材の育成につながるか。 まちづくり等に関わるきっかけになるか。
次世代性	次世代ならではの視点で生まれたアイデアであるか。

7. その他

- 申込書は、A4片面印刷としてください。
- 補助金の交付を受けることになった場合は、松山市NPO登録をさせていただきます。
- 補助金の交付を受けた事業については、団体が直接実施することとし、通訳や写真撮影、会場音響等専門性の高い一部の業務や作業を委託する以外、いわゆる事業の丸投げや大半を他の団体等に委託することは認められません。
- 補助金の交付が決定した後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、申請書、報告書その他に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。
- 事業の実施に当たり、当初の計画を変更する際には、変更申請が必要になる場合があります。また、補助金が減額される場合もありますので、事前にまちづくり推進課にご相談ください。
- 補助金の交付を受けた団体については、補助対象事業の終了後、4月上旬（予定）に行われる事業報告会等で事業内容を報告していただきます。また、広報等へのご協力をいただくことがあります。
- 補助金の交付に当たっては、この要領に記載された事項のほか、松山市市民活動推進補助金交付要綱及び松山市補助金等交付規則に定める事項を守っていただきます。

お問い合わせ先

松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課（市役所本館6階）
市民活動推進担当
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
電 話 089-948-6330 FAX 089-934-1821
E-mail matsuyamashi-npo@city.matsuyama.ehime.jp